

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年 11 月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300226 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300029 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社 (現在は、B社) における平成 18 年 7 月 18 日の標準賞与額を 22 万円から 23 万円に訂正することが必要である。

平成 18 年 7 月 18 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 7 月 18 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 18 年 12 月 22 日の標準賞与額を 22 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 18 日
② 平成 18 年 12 月 22 日

請求期間①について、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、実際に支払われた額 (23 万円) よりも低い標準賞与額 (22 万円) となっている。

また、請求期間②について、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与台帳（夏期賞与）（写）及び預金通帳（写）並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間において、事業主から、オンライン記録により確認できる標準賞与額 22 万円を超える標準賞与額 23 万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 7 月 18 日の賞与について、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、日本年金機構から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（賞与支払年月日：平成 18 年 7 月 18 日、標準賞与額：22 万円）に記載された賞与支払年月日及び標準賞与額がオンライン記録と一致することから、請求期間①に係る賞与について、事業主からオンライン記録どおりの賞与支払年月日及び標準賞与額として健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 18 年 7 月 18 日の賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、請求者から提出された預金通帳（写）、同僚の給与台帳（冬期賞与）（写）並びに事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者は、当該期間において、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、上記の預金通帳（写）、同僚の給与台帳（冬期賞与）（写）並びに事業主の回答及び陳述により推認できる厚生年金保険料控除額から、22 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月 22 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。